

第7号議案 神戸市景観計画の変更について

計 画 書

神戸市景観計画の区域のうち、区域6 岡本駅南都市景観形成地域において、「3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号関係）」にかかる「(1) 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第4項第2号関係）」の別表2の日よけテントに関する基準の一部変更と窓面広告物に関する基準を新たに追加する変更を行う。

また、「5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）」にかかる別表3に屋外広告物に関する共通基準，種類別基準を追加する変更を行う。

区域6 岡本駅南都市景観形成地域

別表2 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第2項第2号関係）

	景観形成道路沿い	景観形成街角沿い	その他の区域	
⑪日よけテント	必要最小限のものとし、窓面や入口を覆い隠さず、建築物と調和のとれた意匠とする			
⑮窓面広告物	窓面広告物は以下のとおりとする。 1 表示率（1の窓面の面積に対する当該窓面に係る窓面広告物の面積の割合）は、1階以下は100分の10以下、2階以上は100分の20以下とする 2 自家用広告物のみとする 3 照明装置を利用する場合は点滅させない 4 映像・動画・電光掲示板等文字が動くもの、文字が点滅するものは表示しない 5 1店舗・事業所あたりの設置数は、屋外広告物の設置数を含め、（当該店舗・事業所の入口の数+3）個までとする 6 下記の(1)1文字あたりの大きさ、(2)文字率（広告物の文字部分の面積を広告物面積で除したもの）の少なくともどちらか一方を満たすものとする			
			山手幹線沿い	その他
(1) 1文字あたりの大きさ	建物名、 店舗・事業所名	1階以下	0.4メートル 四方以内	0.25メートル 四方以内
		2階以上	0.8メートル 四方以内	0.5メートル 四方以内
	その他の内容		0.1メートル四方以内	
(2)文字率			100分の15以下	
ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りではない 7 店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には表示しない 8 道路に面しない窓面には表示しない（ただし、別図1の場合、店舗・事業所の入口に表示するなどの場合を除く）				

- ・適用基準 建築物の建築等 : ①～⑧, ⑩～⑮
- 工作物の建設等 : ③, ④, ⑦, ⑩～⑭
- 木竹の伐採 : ⑨

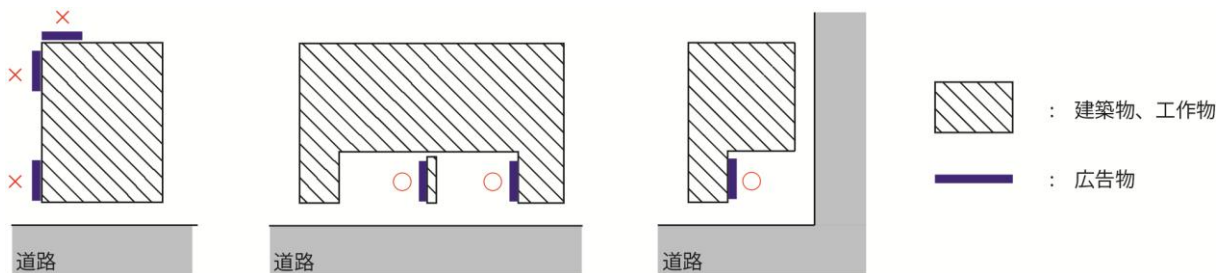
- ・景観形成道路1, 景観形成道路2及び景観形成街角は附図表示のとおり
- ・窓面広告物とは、建築物の窓面に設置・表示する広告物, 窓面に貼られた広告物とする

別表3 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

1 共通基準

<p>①意匠（形態・色彩等）</p>	<p>1 面する道路の特性に応じ、建物や周辺環境との調和がとれた意匠とする</p> <p>2 ネオン管その他照明装置を利用する場合は点滅させない。また、回転灯は設置しない</p> <p>3 電光掲示板等文字が動くもの、文字が点滅するものは掲出しない。また、映像、動画は掲出しない</p> <p>4 電動などで動きがあるものや形状が変化するものは掲出しない（自然の風などで揺れるものやケース内で動くものを除く）</p> <p>5 共同住宅の用途の建物には、共同住宅の名称、および当該建物に存する店舗・事業所に関する表示以外は掲出しない</p> <p>6 下記の(1) 1文字あたりの大きさ、(2)文字率（広告物の文字部分の面積を広告物面積で除したもの）の少なくともどちらか一方を満たすものとする</p> <table border="1" data-bbox="421 734 1391 1039"> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>山手幹線沿い</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 1文字あたりの大きさ</td> <td rowspan="2">建物名、店舗・事業所名</td> <td>1階以下</td> <td>0.4メートル四方以内</td> <td>0.25メートル四方以内</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td>0.8メートル四方以内</td> <td>0.5メートル四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の内容</td> <td colspan="3">0.1メートル四方以内</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)文字率</td> <td colspan="2">100分の15以下</td> </tr> </table> <p>ただし、JIS規格で定めるJISZ8210案内用図記号で規定される意匠の文字表記はこの限りではない</p>				山手幹線沿い	その他	(1) 1文字あたりの大きさ	建物名、店舗・事業所名	1階以下	0.4メートル四方以内	0.25メートル四方以内	2階以上	0.8メートル四方以内	0.5メートル四方以内	その他の内容		0.1メートル四方以内			(2)文字率			100分の15以下	
			山手幹線沿い	その他																				
(1) 1文字あたりの大きさ	建物名、店舗・事業所名	1階以下	0.4メートル四方以内	0.25メートル四方以内																				
		2階以上	0.8メートル四方以内	0.5メートル四方以内																				
その他の内容		0.1メートル四方以内																						
(2)文字率			100分の15以下																					
<p>②配置・位置</p>	<p>1 店舗・事業所に関するものは、店舗・事業所の部分以外には掲出しない</p> <p>2 道路に面しない壁面には掲出しない（ただし、別図1の場合、店舗入口に掲出するなどの場合を除く）</p>																							
<p>③種別</p>	<p>自家用広告のみとする</p>																							
<p>④規模</p>	<p>1 1建物、1道路につき、集合看板は1個以下とする</p> <p>2 1店舗・事業所あたりの設置数（テント等を利用するもの、集合看板における掲出を除く）は（当該店舗・事業所の入口の数+3）個以下とする（ただし、間口が20メートル以上の場合、広告物の間を20メートル以上空けるごとに1個追加することができる）</p> <p>3 建物名は、1道路につき、1個以下とする</p>																							

(別図1) ※上から見た図



2 種類別基準

①壁面広告物	<p>1 取付ける壁面からはみ出さない</p> <p>2 ベランダ等からはみ出さない</p> <p>3 1道路につき、1店舗・事業所あたりの表示面積の合計（集合看板における掲出は除く）は、以下のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="416 338 1385 629"> <thead> <tr> <th></th> <th>山手幹線沿い</th> <th>JR線路沿い</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル未満の場合</td> <td colspan="3">1.5平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル以上の場合</td> <td>10平方メートル以下</td> <td>7平方メートル以下</td> <td>5平方メートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、当該店舗・事業所が前面道路に対して半地下の場合など、視認性が低い場合はこの限りではない</p> <p>4 テント・庇等を利用し掲出する場合、テント・庇等の前面に掲出し、傾斜部分には掲出しない</p> <p>5 建築物の窓面に掲出する場合は、表示率（1の窓面の面積に対する当該窓面に係る窓面広告物の面積の割合）は、1階以下は100分の10以下、2階以上は100分の20以下とする</p>		山手幹線沿い	JR線路沿い	その他	前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル未満の場合	1.5平方メートル以下			前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル以上の場合	10平方メートル以下	7平方メートル以下	5平方メートル以下																													
	山手幹線沿い	JR線路沿い	その他																																							
前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル未満の場合	1.5平方メートル以下																																									
前面道路から当該広告物の下端までの高さ 2.5メートル以上の場合	10平方メートル以下	7平方メートル以下	5平方メートル以下																																							
②屋上広告物	掲出しない																																									
③突出広告物	<p>1 上端は、建物の軒高さ以下とする</p> <p>2 地面から下端までの高さ2メートル以上とする（広告物が道路上に突き出している場合を除く）</p> <p>3 テント・庇等を利用し掲出する場合、テント・庇等の側面には掲出しない</p> <p>4 1道路につき、1店舗・事業所あたりの設置数（集合看板における掲出を除く）は1個以下とする</p> <p>5 高さ、出幅（広告物を取り付けた建築物の柱面又は壁面から広告物の突き出した先までの距離）、1面あたりの表示面積、1個あたりの表示面積の合計（集合看板における掲出は除く）は以下のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="416 1279 1385 1729"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>山手幹線沿い</th> <th>JR線路沿い</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高さ</td> <td>1階以下</td> <td colspan="3">0.7メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td>3メートル以下</td> <td>2.5メートル以下</td> <td>2メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">出幅</td> <td>1階以下</td> <td colspan="3">0.65メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td colspan="2">0.95メートル以下</td> <td>0.75メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1面あたりの表示面積</td> <td>1階以下</td> <td colspan="3">0.3平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td colspan="2">2平方メートル以下</td> <td>1平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1個あたりの表示面積の合計</td> <td>1階以下</td> <td colspan="3">0.6平方メートル以下</td> </tr> <tr> <td>2階以上</td> <td colspan="2">4平方メートル以下</td> <td>2平方メートル以下</td> </tr> </tbody> </table>			山手幹線沿い	JR線路沿い	その他	高さ	1階以下	0.7メートル以下			2階以上	3メートル以下	2.5メートル以下	2メートル以下	出幅	1階以下	0.65メートル以下			2階以上	0.95メートル以下		0.75メートル以下	1面あたりの表示面積	1階以下	0.3平方メートル以下			2階以上	2平方メートル以下		1平方メートル以下	1個あたりの表示面積の合計	1階以下	0.6平方メートル以下			2階以上	4平方メートル以下		2平方メートル以下
		山手幹線沿い	JR線路沿い	その他																																						
高さ	1階以下	0.7メートル以下																																								
	2階以上	3メートル以下	2.5メートル以下	2メートル以下																																						
出幅	1階以下	0.65メートル以下																																								
	2階以上	0.95メートル以下		0.75メートル以下																																						
1面あたりの表示面積	1階以下	0.3平方メートル以下																																								
	2階以上	2平方メートル以下		1平方メートル以下																																						
1個あたりの表示面積の合計	1階以下	0.6平方メートル以下																																								
	2階以上	4平方メートル以下		2平方メートル以下																																						
④地上広告物	<p>1 高さは以下のとおりとする</p> <table border="1" data-bbox="416 1778 1385 1872"> <thead> <tr> <th>山手幹線沿い</th> <th>JR線路沿い</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">2メートル以下</td> <td>1.5メートル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 横幅は1メートル以下とする</p> <p>3 1面あたりの表示面積は1平方メートル以下、1個あたりの表示面積の合計は2平方メートル以下とする</p> <p>4 1店舗・事業所あたりの設置数（集合看板における掲出を除く）は1個以下とする</p>	山手幹線沿い	JR線路沿い	その他	2メートル以下		1.5メートル以下																																			
山手幹線沿い	JR線路沿い	その他																																								
2メートル以下		1.5メートル以下																																								

⑤立看板	1 縦の長さ（広告物に脚が付いている場合にあつては、脚の長さを含む）は1.2メートル以下、横の長さは0.6メートル以下とする 2 1面あたりの表示面積は0.6平方メートル以下、1個あたりの表示面積の合計は1.2平方メートル以下とする
------	---

- ・集合看板とは、当該広告物の掲出される敷地内に存する店舗・事業所を一覧できるもの、デザイン、形状が統一されたもの及び建物所有者等によって掲出されるものとする。
- ・一時的・簡易的に掲出、表示されるものを除く。
- ・神戸市が都市景観審議会の意見をうけて、良好な景観形成を図ることができる屋外広告物、建築物等であると認めた場合を除く。
- ・公益上の理由によりやむを得ず掲出されるものを除く。

理 由

本市では、神戸らしい都市景観を形成するため、区域を指定し、地域特性に応じて、建築物や屋外広告物等に関する基準を定め、助言・指導を行っている。

岡本駅南都市景観形成地域においては、まちづくり協議会による景観まちづくり活動が積極的に行われており、平成 21 年からは区域内における屋外広告物に関する基準の検討を開始、平成 26 年 5 月に「岡本版・屋外広告物ルール&ガイドライン（案）」がまちづくり協議会の定期総会において承認された。

このたび、まちづくり協議会からの提案を受け、同地域においてより良好な景観形成を誘導するため、屋外広告物等に関する基準を変更するものである。

(参考) 神戸市景観計画の変更の概要

1. 対象区域

景観計画の区域のうち、岡本駅南都市景観形成地域（区域6）

2. 変更内容

- ・「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」にかかる「規制又は措置の基準として必要な制限」のうち、「日よけテント」に関する基準を一部変更する。
- ・「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」にかかる「規制又は措置の基準として必要な制限」に「窓面広告物」に関する基準を追加する。
- ・「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に屋外広告物に関する「共通基準」「種類別基準」を追加する。

(参考) 景観計画の変更に関する景観法条文抜粋

景観法（平成16年6月18日法律第110号）関係条文抜粋

（策定の手続）

第9条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(参考) 神戸市景観計画

神戸市景観計画

1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

- 区域1 北野町山本通都市景観形成地域
- 区域2 税関線沿道都市景観形成地域
- 区域3 旧居留地都市景観形成地域
- 区域4 神戸駅・大倉山都市景観形成地域
- 区域5 須磨・舞子海岸都市景観形成地域
- 区域6 岡本駅南都市景観形成地域
- 区域7 南京町沿道景観形成地区

2 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

神戸は、美しい港、緑豊かな六甲山という恵まれた自然を背景に、海、坂、山の変化に富んだ、明るく開放的で、異国情緒豊かなまちを形づくっている。

この神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図る。

それぞれの区域における景観形成の方針は、各区域の別表1のとおり。（省略）

3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

(1) 規制又は措置の基準として必要な制限（法第8条第4項第2号関係）

各区域の別表2のとおり。（省略）

(2) 条例で定める届出対象行為（法第8条第4項第1号関係）

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は木竹の伐採とする。

4 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の雰囲気の特徴づけており、市民に愛され親しまれている近代洋風建築物、古民家及び社寺仏閣のうち、区域の景観形成の方針に資するものについて指定する。

5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

各区域の別表3のとおり。（省略）